

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案 参照条文

目 次

○ 国際開発協会協定（昭和三十六年条約第一号）（抄）	1
○ 米州投資公社を設立する協定（昭和六十一年条約第七号）（抄）	1
○ 米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律（昭和六十年法律第六十四号）（抄）	2
○ 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第九十一号）（抄）	2
○ 日本銀行法（平成九年法律第八十九号）（抄）	3

○ 国際開発協会協定（昭和三十六年条約第一号）（抄）

第三条 資金の追加

第一項 追加出資

(a) 協会は、原加盟国による当初出資の払込みの完了の予定に照らして適当と認める時に及びその後は約五年ごとに、協会の資金量の適否について検討し、望ましいと認めるときは、出資額の一般的増加を承認するものとする。前記の規定にかかわらず、出資額の一般的又は個別的增加は、いつでも承認される。ただし、個別的增加は、関係加盟国の要請に応じてのみ考慮する。この項の規定に基づく出資は、この協定において追加出資という。

(b) (c)の規定に従うことを条件として、追加出資が承認されたときは、出資を承認された額及び出資に関する条件は、協会が定めるところによる。

(c) 追加出資が承認されたときは、各加盟国は、協会が合理的に定める条件に従って、当該加盟国がその相対的投票権を維持することができるような額を出資する機会を与えられる。もつとも、加盟国は、出資する義務を負うものではない。

(d) この項に基づくすべての決定は、総投票権数の三分の二の多数により行なう。

第二項（略）

○ 米州投資公社を設立する協定（昭和六十一年条約第七号）（抄）

第二条 加盟国及び資本

第一項（略）

第二項 財源

(a) 公社の当初の授權資本は、二億合衆国ドル（二〇〇、〇〇〇、〇〇〇合衆国ドル）とする。

(b) 授權資本は、それぞれ一萬合衆国ドル（一〇、〇〇〇合衆国ドル）の額面価額を有する二万株の株式に分ける。原加盟国が次項(a)の規定による当初の応募を行わなかつた株式は、次項(d)の規定に従ってその後応募することができる。

(c) 総務会は、授權資本を次の方法で増額することができる。

(i) 原加盟国以外の銀行の加盟国の当初の応募に当たり、株式発行のため授權資本の増額が必要な場合には、加盟国の総票数の三分の二以上の多数による議決。ただし、この(c)(i)の規定により授權される増額の合計は、二千株の範囲を超えてはならない。

(ii) その他の場合には、加盟国の総票数の四分の三以上の多数（総務の三分の二以上を含むことを要する。）による議決

(d) (f) (略)

第三項（第六項）（略）

○ 米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律（昭和六十年法律第六十四号）（抄）

- 1 政府は、米州投資公社に対し、六百二十六万合衆国ドルの範囲内において、アメリカ合衆国通貨により出資することができる。
- 2 前項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、米州投資公社に対し、予算で定める金額の範囲内において、アメリカ合衆国通貨又は本邦通貨により出資することができる。

○ 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第九十一号）（抄）
（国債による銀行への出資等）

- 第十条 政府は、第三条第一項の規定により銀行に出資するアメリカ合衆国通貨に代えてその一部をアメリカ合衆国通貨をもつて表示する国債で、本邦通貨に代えてその一部を本邦通貨をもつて表示する国債で、それぞれ出資することができる。
- 2 前項の規定により出資するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。
- 3 第五条第三項から第五項までの規定は、前項の規定により発行する国債について、第六条の規定は、第一項の規定により銀行に出資した国債について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第四項中「第七条第一項」とあるのは「第十条第四項」と、「基金」とあるのは「銀行」と、第六条中「基金」とあるのは「銀行」と読み替えるものとする。
- 4 政府は、第一項の規定により銀行に出資した国債につき償還の請求を受けた場合において、緊急やむをえない理由があるため又は償還財源に不足があるため当該請求に係る金額の全部又は一部の償還を行なうことができないときは、日本銀行に対し、政府が償還を行なうことのできる金額に相当する額に限り、当該国債を銀行から買い取ることを命ずることができる。
- 5 第七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により日本銀行が買い取った国債について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは、「第十条第四項」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に規定するもののほか、第二項の規定により発行する国債（第四項の規定により日本銀行が買い取ったものを含む。次項において同じ。）に関し必要な事項は、財務大臣が定める。

7 第二項の規定により発行する国債については、特別会計に関する法律第四十二条第二項の規定は、適用しない。

○ 日本銀行法（平成九年法律第八十九号）（抄）
（他業の禁止）

第四十三条 日本銀行は、この法律の規定により日本銀行の業務とされた業務以外の業務を行ってはならない。ただし、この法律に規定する日本銀行の目的達成上必要がある場合において、財務大臣及び内閣総理大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

2 （略）